
千葉県多文化共生のまちづくり推進指針

平成29年（2017年）12月



目次

1	指針策定の背景等	1
(1)	策定の背景・趣旨	1
(2)	位置付け	1
2	千葉市の現状と課題	2
(1)	これまでの取組み	2
(2)	外国人市民の現状	3
(3)	直面する課題	9
3	多文化共生のまちづくりに向けた取組み	12
(1)	推進の基本理念	12
(2)	推進の方向性	12
	推進の方向性1：	
	全ての外国人市民が、安全・安心に暮らすための必要な支援の充実	
	推進の方向性2：	
	違いを認め、互いに分かり合い、支え合い、多様性をまちの力にする意識の醸成	
	推進の方向性3：	
	ともに生活を楽しみ、人生をより豊かにする活躍の機会の創出・拡充	
(3)	推進主体：みんなが主役のまちづくり	23
(4)	指針の体系図	24

○「多文化共生」の定義について

総務省の定義によると、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」とされています。

○「外国人市民」の定義について

本指針において、「1 指針策定の背景等」及び「2 千葉市の現状と課題」で用いる統計上の「外国人市民」は、国籍が日本以外の方を指しています。

一方、「3 多文化共生のまちづくりに向けた取組み」で用いる「外国人市民」は、国籍が日本であっても、外国にルーツを持ち、言葉、生活習慣や文化等が日本と異なる方々も包括しています。

1 指針策定の背景等

(1) 策定の背景・趣旨

本市はこれまで、戦災からの復興や、高度経済成長期の人口増加、政令指定都市移行などを経て、大都市へと成長し発展してきました。また近年は、インバウンド（訪日外国人客）観光やMICEの取組みを推進するとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のオリンピック3競技、パラリンピック4競技が幕張メッセで開催されることや、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済産業拠点の形成を図るため「国家戦略特区」の指定を受けたことなどをふまえ、さらなる活性化のために都市の国際性の向上を図り、ビジネスや生活の場として海外からも選ばれる都市を目指してグローバル化の取組みを進めています。

さらに、平成4年（1992年）の政令指定都市移行時に約9千人だった外国人市民も、平成29年（2017年）3月には約2万3千人、総人口に占める割合は2.4%となりました。そのため、様々な外国人市民が暮らす国際都市として、国籍や言語、文化などの相違を互いに尊重し理解し合い、ともにより楽しく、より豊かに暮らせる多文化共生社会を実現することが、まちづくりを進めていくうえでますます重要になってきました。

そこで、国際都市としての本市のさらなる発展を目指して、多文化共生のまちづくりに向けた取組みの方向性をより明確に示し、多様性を都市の活力としていくため、このたび、「千葉市多文化共生のまちづくり推進指針」を策定しました。

○「MICE（マイス）」とは

企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行）（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称です。

○「国家戦略特区」とは

国が、産業の国際競争力の強化や国際的な経済活動の拠点の形成を促進するために、規制改革やその他の施策を総合的かつ集中的に推進するために指定する区域です。本市ではドローンや自動運転モビリティなど「近未来技術」の実証実験や、道路上の賑わい創出、外国人等多様な人材の活用といった、幕張新都心の中核とした「近未来技術実証・多文化都市の構築」を目指した取組みを積極的に進めています。

(2) 位置付け

多文化共生の実現は、「千葉市新基本計画」（計画期間：平成24年度〔2012年度〕～平成33年度〔2021年度〕）における分野別計画「多彩な交流・連携により新たな価値を創る」に位置付けられています。

豊かな心が育ち、新たな価値が生まれるまちづくりのためには、様々な文化的背景を持つ市民がお互いを受容し、助け合うことのできる多文化共生社会の実現に向けた取組みが必要であり、本指針は、そのような取組みの方向性を示すものです。

2 千葉市の現状と課題

(1) これまでの取組み

本市では、平成3年（1991年）に計画期間を10年間とする「千葉市国際交流基本計画（グローバルリンクちば）」を策定し、国際化施策を推進してきました。また、平成6年（1994年）には、市民の多彩な活力を積極的に活用し、幅広い国際交流活動を推進する組織として「財団法人千葉市国際交流協会（平成24年〔2012年〕に公益財団法人へ移行）」を設立するとともに、外国人市民と日本人市民に交流の場を提供し、本市の国際化を積極的に推進するための市民の国際交流活動拠点として、「千葉市国際交流プラザ」を開設しました。

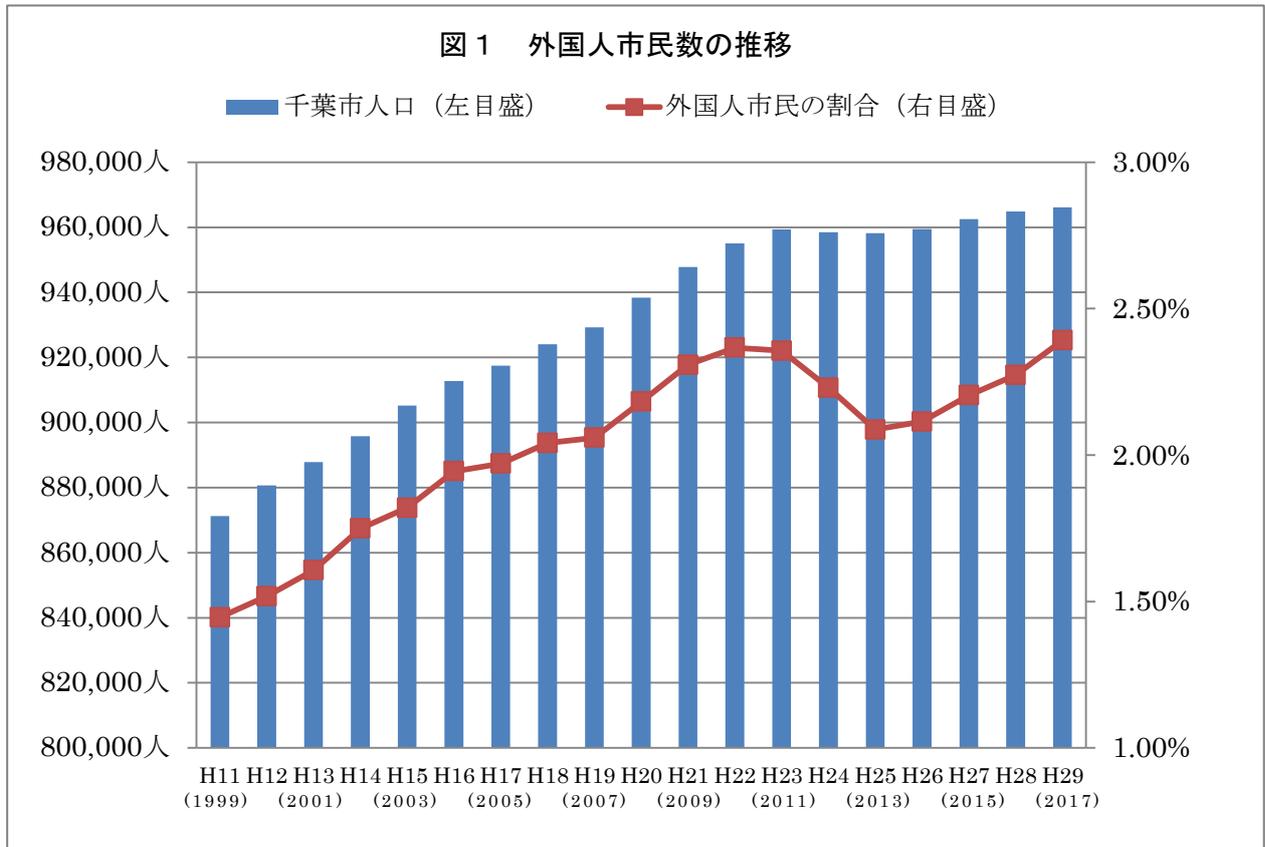
その後、平成13年（2001年）には外国人市民の定住化や著しいグローバル化の進展に対応するため、地域に根ざした真の国際都市を基本理念として「千葉市国際化推進基本計画（グローバルリンクちばプラン21）」を策定しました。「千葉市国際化推進基本計画（グローバルリンクちばプラン21）」では、「共生社会の形成」が施策展開の1項目となったことで、外国人市民が暮らしやすいまちづくりへの取組みが一層進みました。

その後も外国人市民数は増加傾向を示し、外国の生活習慣や価値観等の異文化を相互に認め合い、尊重し、ともに生活していく「多文化共生」の視点が重要視されるようになってきました。

そこで、本市では、「千葉市新基本計画」において、実現すべきまちの個性として、「訪れてみたい・住んでみたいまち」を掲げ、その将来像の一つに多文化共生社会の実現を挙げました。また、平成24年度（2012年度）からの3か年にわたる国際化事業の具体的取組を示す「千葉市国際化推進アクションプラン」を策定し、外国人への情報伝達手段を拡充、地域で日本人と外国人が助け合える環境作り、国際都市としての本市の魅力創出などを柱として、その基本理念のもとで幅広い国際化施策を着実に展開してきました。特に多文化共生施策については、多言語による相談事業や情報伝達などの外国人市民への支援とともに日本人市民に対する多文化共生意識の啓発事業等を推進してきました。

(2) 外国人市民の現状

① 外国人市民数



※各年3月末現在（住民基本台帳人口）

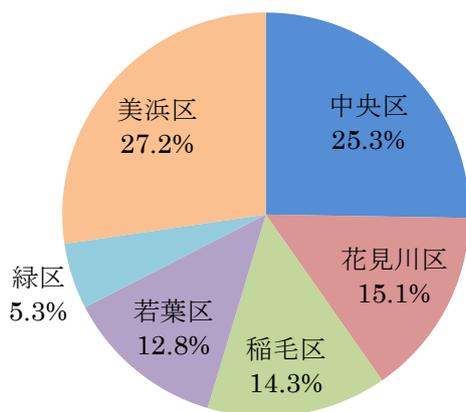
本市の人口は緩やかに増加しており、平成29年（2017年）3月末現在で約97万人となっています。しかし、平成32年（2020年）に97万4千人に達した後は減少に転じ、平成52年（2040年）には87万人と、平成11年（1999年）頃の水準まで減少する見通しです。

また、平成28年（2016年）の高齢化率は27.2%であり、平成67年（2055年）には41.5%まで上昇すると推計されています（平成26年〔2014年〕「千葉市の将来人口推計見通し」による）。

平成29年（2017年）3月末現在の人口約97万人のうち、2.4%にあたる、約2万3千人が外国人市民です。本市の外国人市民数は、平成23年（2011年）の東日本大震災以降、一時的に減少したものの、平成26年（2014年）から再び増加に転じています。

なお本市は、20市ある政令指定都市のうち、外国人市民数及び人口に占める外国人市民の割合ともに8番目となっています（法務省「在留外国人統計（旧登録外国人統計）統計表」及び各政令指定都市ホームページより）。

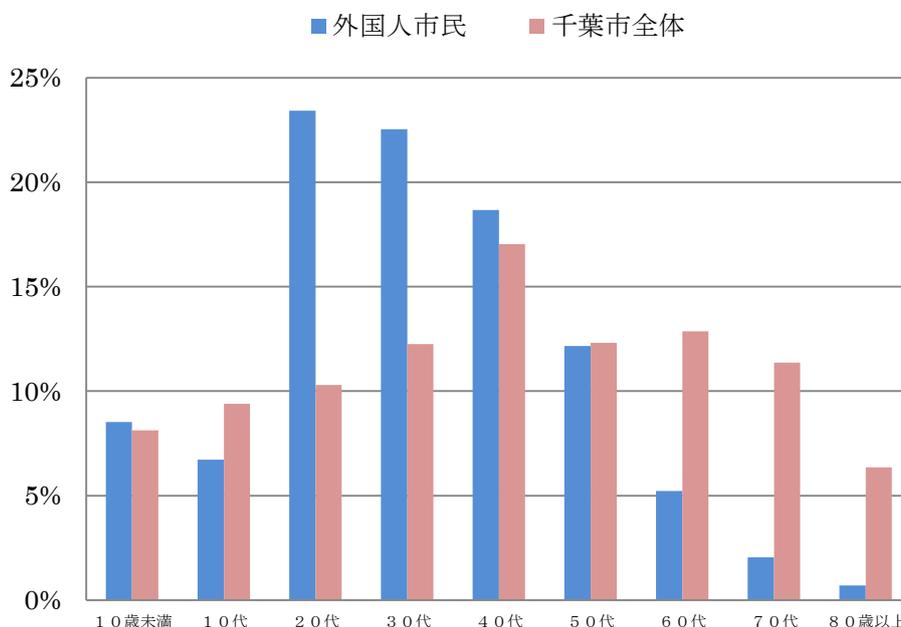
図2 外国人市民数の区別割合



※平成29年（2017年）3月末現在

区別では、美浜区に住む外国人市民が最も多く、次いで中央区となっています。平成29年（2017年）3月末現在で、本市に住む約2万3千人の外国人市民のうち、27.2%にあたる約6,100人が美浜区、25.3%にあたる約5,800人が中央区の住民であり、外国人市民の約半分がこの2区に住んでいます。

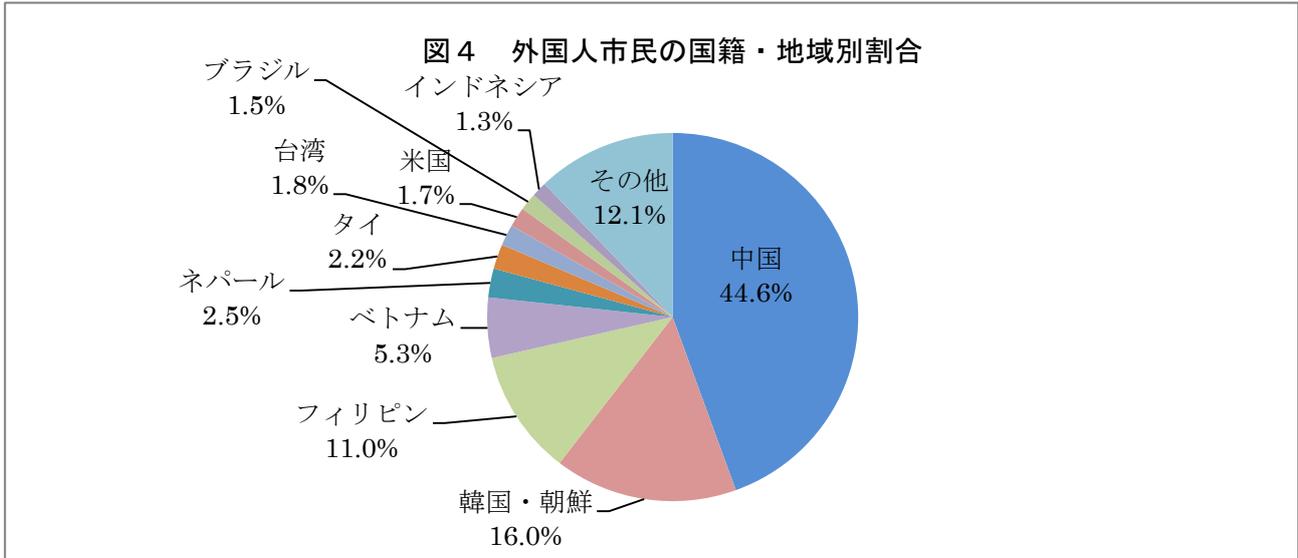
図3 外国人市民の年齢区分別人口の割合



※平成29年（2017年）3月末現在

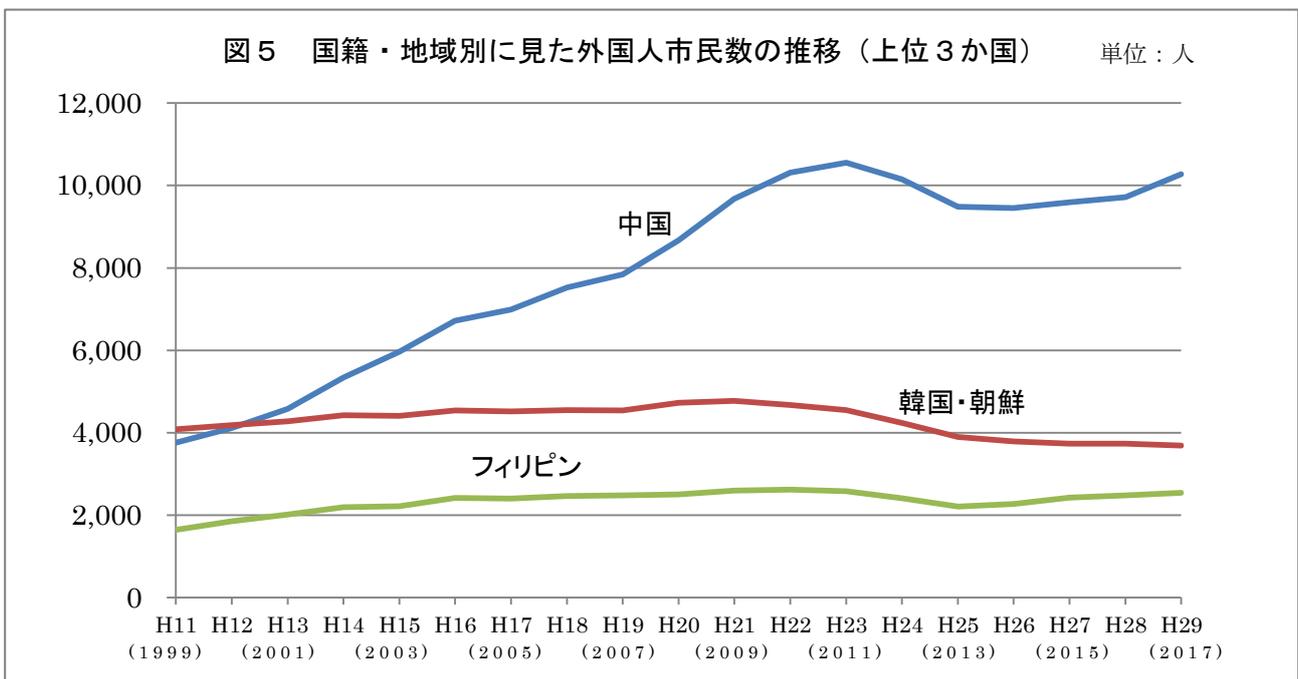
年齢区分別に見ると、外国人市民は20代及び30代の割合が高くなっており、外国人市民数全体の46.0%を占めています。また、千葉市全体の割合と比較すると、60代以上が占める割合は低く、千葉市全体では30.6%であるのに対し、外国人市民では8.0%となっています。

② 国籍



※平成29年（2017年）3月末現在

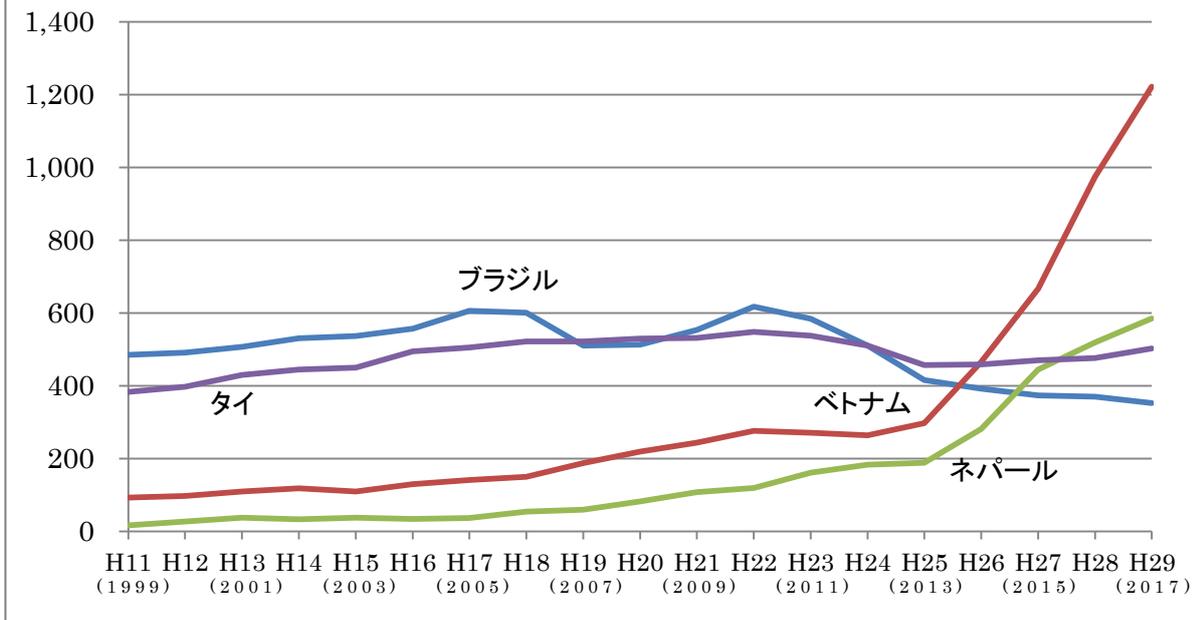
本市には、平成29年（2017年）3月末現在で107の国と地域出身の方が住んでいます。国籍・地域ごとの割合は、中国籍が44.6%、韓国・朝鮮籍が16.0%となっており、近年はベトナム国籍やネパール国籍が増加しています。これは、東南アジア・南アジアからの留学生や技能実習生の増加が要因であると考えられます。



外国人市民の国籍・地域上位3か国（中国、韓国・朝鮮、フィリピン）について平成11年（1999年）以降の推移を見ると、韓国・朝鮮とフィリピンがほぼ横ばいであるのに対して、中国は東日本大震災の影響で減少した時期はあるものの大きく増加しています。これは、地理的・文化的に日本に近いことに加えて、グローバル化の進展や中国の経済発展による経済的結びつきの強まりなどが要因と考えられます。

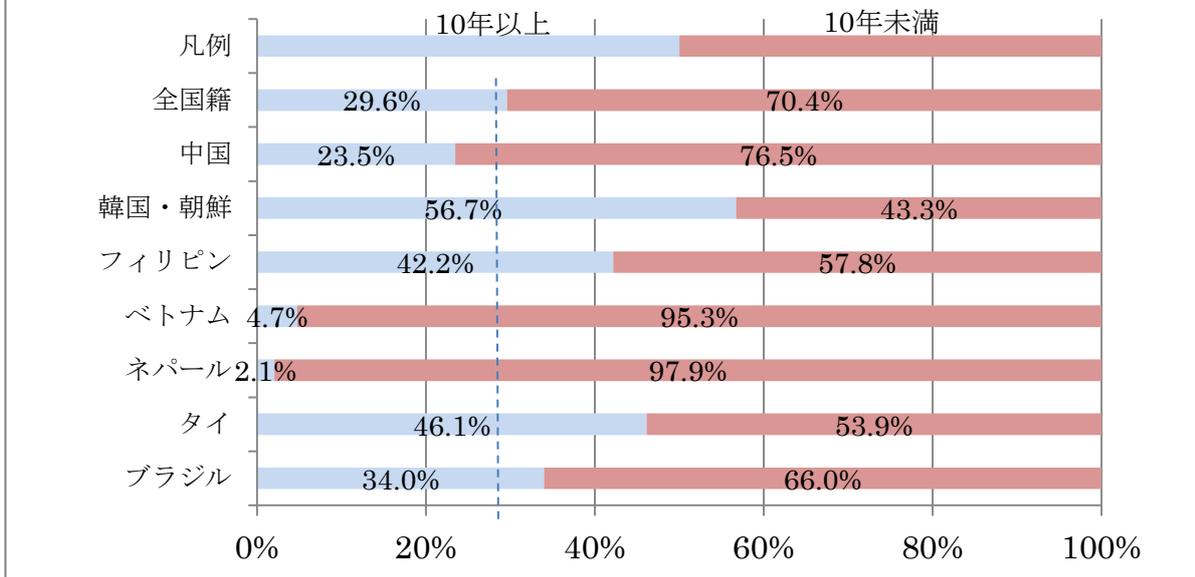
図6 国籍・地域別に見た外国人市民数の推移（上位4位以下）

単位：人



また、その他の国についての推移を見ると、近年の傾向として、ブラジルが減少傾向にあるのに対し、ベトナム、ネパールが急増しています。ベトナム、ネパール国籍の方の半数以上は留学生として本市に滞在しており、近年の経済成長による生活水準の向上や、それに伴う教育や就職への関心の高まりを表しているものと考えられます。

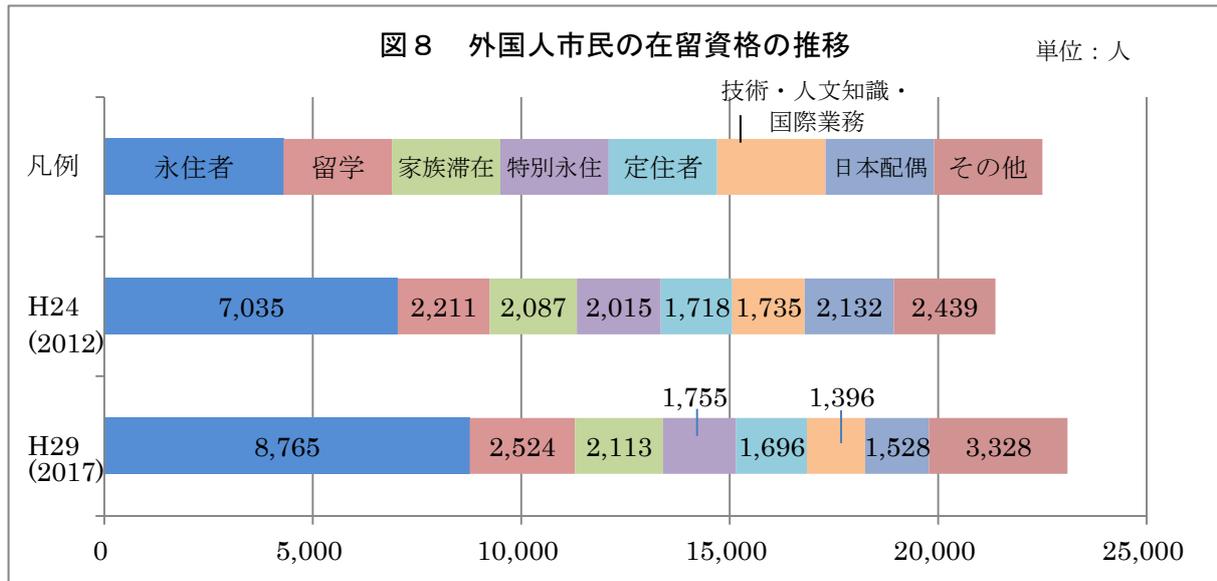
図7 国籍別に見た外国人市民の在住期間の割合



※平成29年（2017年）3月末現在

在住期間を国籍別に見ると、本市在住の外国人市民のうち中国国籍の方は、在住期間が10年以上の割合が23.5%（2,410人）となっています。他の国籍の方と比較すると割合は低いですが、分母となる市民数が多いため、人数では韓国・朝鮮国籍で在住期間が10年以上の方の人数（2,093人）を上回っています。近年増加しているベトナム・ネパール国籍の方は、現在は留学生として滞在している方が多いことから在住期間が短い方の割合が高くなっています。

③ 在留資格



※平成29年（2017年）3月末現在

外国人市民の在留資格別の推移を見ると、永住者が増加しており全体の約4割を占めています。また、留学も増加傾向にあります。この要因としては、日本経済が景気回復局面にあることを背景とした雇用改善や日本への関心の高まり、海外からの人材受入に関する国の取組みの推進などが考えられます。

雇用については、その時々々の景気動向に大きく左右されますが、少子高齢化が進む日本にとって、あらゆる分野で人材の確保が今後の重要な課題となる中で、多くの外国人が日本社会でさらに広く貴重な人材として認識されることになれば、今後も永住者や留学などの在留資格が増加していくことが考えられます。また、その他の在留資格の伸びも大きくなっています。その他には、ベトナム国籍やネパール国籍の方に比較的多い技能実習や技能の資格が含まれます。

【主な在留資格】

●永住者

法務大臣が永住を許可した者であり、在留活動に制限はない。永住許可の要件は、①素行が善良であること、②独立生計を営むに足る資産又は技能を有すること、③その者の永住が日本国の利益に合すると認められることとされている。原則として引き続き10年以上在留していることが必要とされるが、日本人、永住者及び特別永住者の配偶者の場合や「我が国への貢献」が認められた場合は要件が緩和される。

●留学

日本国内の大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中学校及び小学校等の学生・生徒。在留期間は4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月。

●家族滞在

在留外国人が扶養する配偶者・子。在留期間は5年、4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月。

●特別永住者

終戦（昭和20年〔1945年〕9月2日）以前から日本に居住しており、サンフランシスコ平和条約（昭和30年〔1952年〕）の発効によって日本国籍を失った後も引き続き日本に在留している朝鮮半島・台湾出身者とその子孫であり、在留期間及び在留活動に制限はない。

●定住者

法務大臣が特別な理由を考慮し居住を認める者であり、日系3世、中国残留邦人、第三国定住難民などがこれに該当する。在留期間は5年、3年、1年もしくは6月又は5年を超えない個々に指定する期間で、在留活動に制限はない。

●技術・人文知識・国際業務

本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する者。在留期間は5年、3年、1年又は3月。

●日本人の配偶者等

日本人の配偶者・実子・特別養子。在留期間は5年、3年、1年もしくは6月で、在留活動に制限はない。

※「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」（平成26年〔2014年〕法律第74号）により、従前の「技術」及び「人文知識・国際業務」が、「技術・人文知識・国際業務」へと一本化されたため、「技術」及び「人文知識・国際業務」の在留資格者数を「技術・人文知識・国際業務」に統合している。

(3) 直面する課題

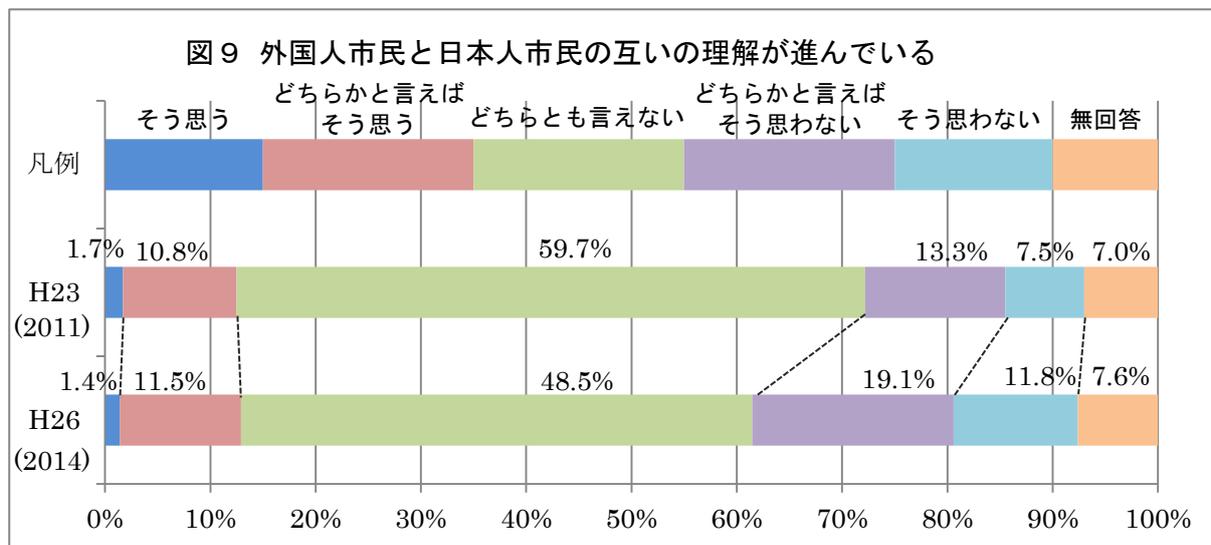
① 外国人市民と日本人市民の理解の促進

平成26年度（2014年度）に本市が実施した「市民1万人のまちづくりアンケート～魅力と活力にあふれるまちへ～」の結果によると、現在の本市の生活環境に関する生活実感として、「外国人市民と日本人市民の互いの理解が進んでいる」という問いに対して「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」という肯定的な回答は12.9%であり、平成23年度（2011年度）の調査である12.5%とほとんど変わらず、一割程度にとどまっています。一方で、「そう思わない」「どちらかと言えばそう思わない」という否定的な回答は30.9%であり、平成23年度（2011年度）の調査結果である20.8%と比較して、約1.5倍に増えており、外国人市民と日本人市民の理解が進んでいないことが課題として挙げられます。

グローバル化の進行により、本市においても外国人市民全体の増加と、これまで少数だった国籍の外国人市民の増加が同時に進行していることから、お互いに言葉や文化の違いを認め、理解し合うことがより一層重要な課題となってきています。

【市民1万人のまちづくりアンケート～魅力と活力にあふれるまちへ～】（抜粋）

外国人市民と日本人市民の互いの理解が進んでいる



② 外国人市民の増加による対応の複雑化

外国人市民が増加傾向にあり、国籍別の外国人市民の割合も変化しつつある中、様々な国籍、言語、文化を持つ方が本市に集まり、就労や就学、婚姻などを通じ地域で生活することにより、外国人市民、日本人市民双方のニーズも複雑化しています。

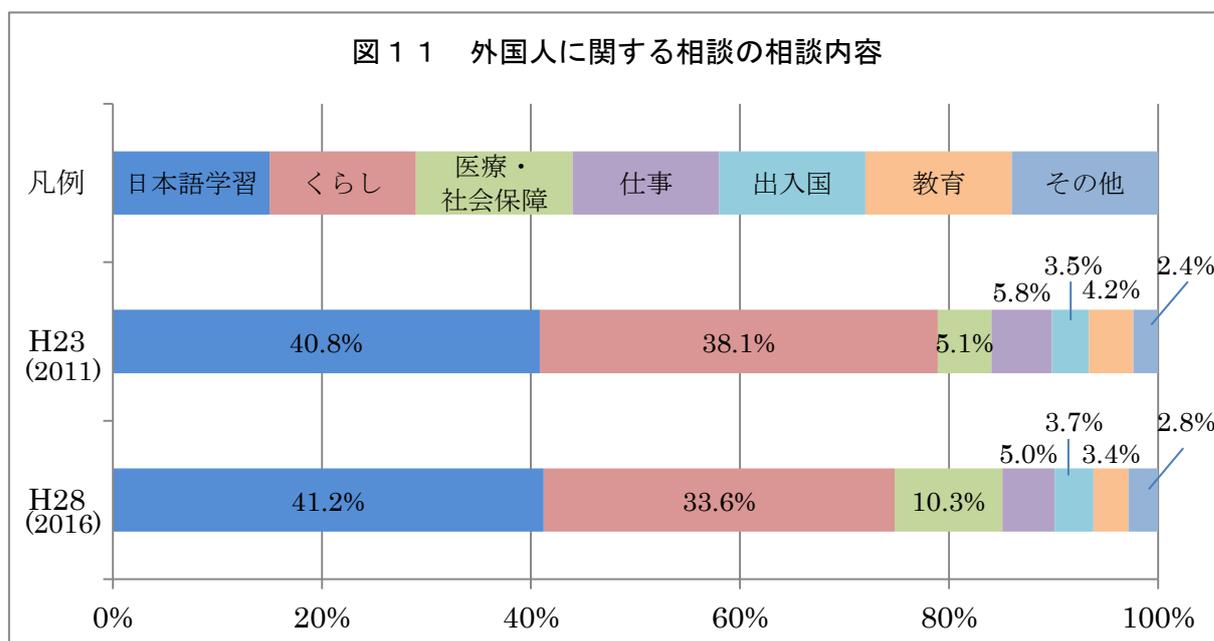
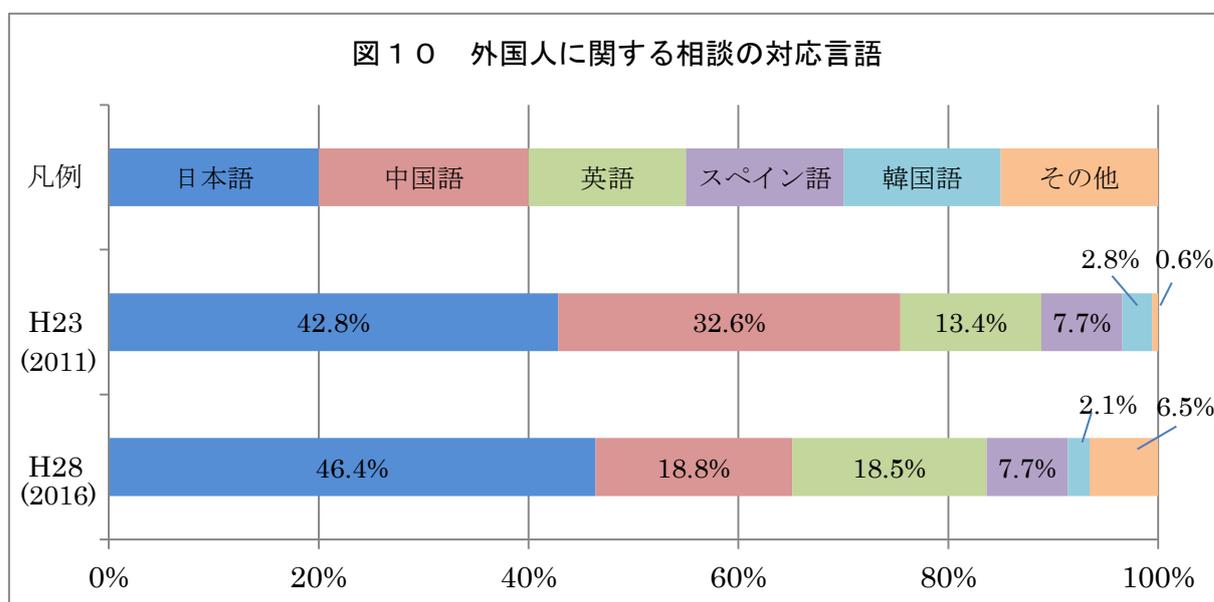
千葉市国際交流協会が行っている生活相談における対応言語は、平成23年度（2011年度）と平成28年度（2016年度）を比較すると、中国語が大きく減少し、日本語、英語、

その他言語が増加しています。日本語を話せる外国人市民はもちろんですが、外国人の配偶者に関する日本人からの相談なども含まれるため、約半数は日本語での相談です。

相談内容は、観光に関することから日常生活に関することまで幅広い相談があり、日本語学習に関する相談件数が最も多いですが、近年は、医療や社会保障など生活に密着した相談の増加が顕著になってきています。

これらのことから、言語の多様化や外国人市民の定住化への適切な対応、さらには、様々な要素が絡み合い複雑化するニーズを積極的に掘り起こし、地域の実情や特徴を把握することにより、よりの確な施策を展開していく必要があります。

また、特に災害などの混乱時には、外国人市民のニーズへの対応の複雑化が表面化しやすく、情報や支援が十分に行き届かないことがあるなど、多文化共生社会の成熟度が問われることとなります。地震や津波、台風等の災害時の対応として、様々な言語、文化等を持つ外国人市民への防災知識の普及や災害が起きた際の迅速・確実な情報伝達が求められます。



③ 国際化の推進と多様化への対応

本市は、平成27年（2015年）に「グローバルMICE強化都市」（現「グローバルMICE都市」）に選定され国際会議の誘致などに積極的に取り組んでいます。また、平成28年（2016年）には「国家戦略特区」にも指定され、幕張新都心を中核とした「近未来技術実証・多文化都市」の構築を目指した取組みが進行中です。さらには、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、7競技が行われる本市においても、「大会成功による、千葉市の国際的ブランド価値の向上」や「文化、習慣、国籍、言語、宗教などの違いにかかわらず、交流できる多文化共生社会の実現」、「市民の活発なボランティア活動によるおもてなし力の向上」なども目指すべきレガシーとされています。

全国的な少子高齢化を伴う人口減少という大きな時代の流れの中で、本市における外国人市民は増加し定住化の傾向も見られます。また、国籍分布も一部に変化の兆候が見られます。都市の国際性を高める取組みや東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により、海外からも注目され、関心を持たれることになる本市は、国籍や文化の違いなどに関係なく、誰からも認められ、選ばれる魅力あるまちづくりを進めていく必要があります。

そのためには、多文化共生のまちづくりを担う行政や市民、各種団体や企業、教育機関などが情報を共有し連携しながら、外国人市民と日本人市民が、地域での生活や災害時、労働や教育などあらゆる場面で、違いを認め、理解し合い、支え合いながらともに活躍し、これまでになかった新しい価値を生み出せるように取り組み、国際化の推進と多様化へ対応していくことが求められます。

3 多文化共生のまちづくりに向けた取組み

(1) 推進の基本理念

平成29年(2017年)3月末現在、本市には、人口の2.4%(全国平均は1.4%。平成27年〔2015年〕国勢調査より)に当たる約2万3千人の外国人市民が住んでいます。これら外国人市民を含む約97万人の全ての市民が、それぞれの個性を活かしながら安全・安心に暮らし、その文化的・社会的背景の違いを認め、互いに分かり合い、支え合うことで、それぞれが持つ個性が響き合い、更なる創造力を生み出すと考えられます。市民一人一人の個性、すなわち多様性をまちの力にすることで、地域の活性化を促進し、産業や経済の振興、豊かな文化の創出につなげ、本市がさらに住みやすく、世界に開かれた活気にあふれた都市となることを目指します。

そこで、多文化共生社会を推進するための基本理念を、以下のとおり定めます。

全ての市民が、国籍や言語・文化などの違いを認め、互いに分かり合い、支え合い、多様性をまちの力にする多文化共生社会を実現することで、国際都市としてのさらなる発展を目指す。

(2) 推進の方向性

推進の基本理念を実現するための推進の方向性を以下のとおり定めます。

推進の方向性1:

全ての外国人市民が、安全・安心に暮らすための必要な支援の充実

推進の方向性2:

違いを認め、互いに分かり合い、支え合い、多様性をまちの力にする意識の醸成

推進の方向性3:

ともに生活を楽しみ、人生をより豊かにする活躍の機会の創出・拡充

推進の方向性 1 :

全ての外国人市民が、安全・安心に暮らすための必要な支援の充実

生まれ育った母国とは言語、文化、習慣等が異なる国で生活する際には、思いもよらない困難に直面することがあります。

本市に居住する全ての外国人市民が、安全・安心に暮らすために必要な支援をより一層充実させます。

【主な施策の例】

○多言語による各種情報の提供

日本語が十分に理解できない外国人市民にも等しく情報が行き渡るよう、SNS等を活用し、多言語での情報発信を進めます。

また、公共施設等の多言語表記を進め、日本語が十分に理解できない外国人市民にも、生活しやすい環境づくりに努めると同時に、各種広報物等を制作する際に、内容に応じて多言語への翻訳も検討します。また、本市での生活に役立つ情報として日常生活に必要な事柄をまとめた「生活ガイドブック」や、市政だより等の有益な情報を掲載した千葉市国際交流協会の「生活情報誌」の充実や周知に努めます。同時に、市が作成している多言語パンフレットなどの情報を一元管理し広くお知らせすることで、外国人市民の方が必要とする情報へより容易にアクセスできるように取組みを進めていきます。

さらに、市内には100以上の国と地域出身の方がいるため、外国人市民の母語全てに対応することはできませんが、「やさしい日本語」であれば理解できる方がいることから、「やさしい日本語」の普及に努めます。また、市職員へ研修を行うことで、窓口対応や印刷物作成に活用していきます。

「やさしい日本語」とは

一般的に用いられる「普通の日本語」よりも簡単で、子どもや日本語を勉強中の外国人にもわかりやすい日本語のことです。

(例)

普通の日本語	やさしい日本語
今朝（けさ）	きょうの あさ
担当者	あなたの はなしを きいてくれる ひと
本日はどのようなご用件で いらっしゃいましたか。	どうして きょう ここに きましたか。/ きょうは どんな ようで きましたか。

特に、情報伝達の速さが求められる緊急時に有効とされています。

「普通の日本語」を理解している外国人の割合 36%

「やさしい日本語」を理解している外国人の割合 90%

平成28年度千葉市国際交流協会「やさしい日本語」アンケート結果より

＜外国人市民の方の声から＞

- ・面白そうなイベントがあるので、それについて外国語での情報があれば便利。
- ・自治体のお知らせが日本語なので理解できない外国人がいる。
- ・外国人にもわかるように、ふりがな付のやさしい日本語や外国語で表記してほしい。

平成27年度 大学生による「多文化共生のまちづくり」ワークショップ

平成28年度「千葉市多文化共生のまちづくり推進指針をつくろう！」ワークショップ

平成28年度 外国人市民懇談会

でのご意見より

○外国人市民の自立に向けた日本語学習支援の強化

言語の異なる国で生活する際、言葉の問題は非常に大きいものとなります。逆に、言葉の問題がなく、コミュニケーションが円滑にできれば、そのほかに発生する問題も、情報を得て、話し合うことなどで解決に導くことが可能となります。

言葉の問題を解決するためには、まず、外国人市民自身に日本語を学習していただくことが非常に重要です。千葉市国際交流協会において、日本語交流をはじめとした各種日本語学習支援を展開し、外国人市民が、自身の生活に役立つ日本語を早期に習得できることを目指します。

＜外国人市民の方の声から＞

- ・家では会話の練習相手がいないため、日本語学習支援に通おうと思った。日本語を勉強しに行くために交通費がかかるので、日本語の勉強自体にあまりお金は払えない。日本語を使えるようになったら、病院や区役所などで言いたいことを言えるようになって、相手も反応よくすぐに理解してくれる。コミュニケーションがスムーズになったと思う。
- ・言葉に困らないために、そして友達（特に子供の学校のママたち）を増やしたいと思ったために日本語学習を始めた。ママたちとは挨拶くらいしかせず、また、自分では病院などでの書類を読んだり書いたりできずに困っていたが、日本語を使えるようになって、言葉のストレスが少なくなり、落ち着いて暮らせるようになった。

千葉市国際交流プラザ利用者の方のご意見より

○コミュニティ通訳ボランティアの普及

本市には、平成29年（2017年）3月現在、500人以上の方が通訳ボランティアに登録しており、姉妹友好都市交流や国際的なイベントなどで活躍されています。

また、本市では、これまで「通訳ボランティア・スキルアップ講座」や「通訳ボランティア・フォローアップ講座」を開催し、延べ270人以上の方が受講しました。受講した方は、通訳ボランティアとして活躍されているほか、自主学習グループを結成し、技術の向上に努めたり、外国人市民の日常生活に関わる通訳支援を行ったりしています。

外国人市民の日常生活を支援して下さる方が増えるよう、講座等を開催し、コミュニティ通訳ボランティアの普及に努めます。

「コミュニティ通訳」とは

一般には、日本での社会生活に不慣れで日本語を十分に理解できない在住外国人の日常生活を支援する通訳と言われます。学校通訳、司法通訳や医療通訳、災害時通訳などがこれに含まれます。通訳者には、各分野における確実な通訳能力のほか、通訳する外国人の文化・宗教的背景を踏まえた各文化間の橋渡し役も求められます。

○外国人世帯の生活基盤の安定

異なる言語や文化、習慣を有することが、就労する際に支障となる場合があります。

ハローワーク等関係機関に協力を求め、千葉市国際交流プラザの生活相談を行う職員に外国人の就労に関する研修などを行い、対応を充実させ、外国人市民が円滑に就労でき、生活の基盤が安定するよう努めます。

また、生活基盤の安定には、就労とともに居住の安定は欠かせません。外国人市民の賃貸住宅への入居をサポートするため、一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会千葉支部及び公益社団法人全日本不動産協会千葉県本部の協力のもと、民間賃貸住宅の情報を提供する「千葉市民間賃貸住宅入居支援制度」の周知に努めます。

さらに、近年、外国人市民の市営住宅への申込み及び入居の増加を受け、入居予定者に特に多い言語について、入居説明会で、生活上のルールなどを当該言語で説明することにより、より快適な生活環境づくりに取り組んでいきます。

○外国人市民の防災対策の推進

海外には、地震や津波などの災害が想定されていない国もあります。一方、国内では大規模な地震や台風などによる被害が後を絶たず、今後30年間に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率を示す「全国地震動予測地図」によると、本市の確率は85%と予想されています。

防災対策を推進するため、外国人市民向けの防災教室の開催や「防災ガイドブック（冊子・動画）」の普及に努め、災害の恐ろしさと日頃の備えの大切さを理解していただくとともに、SN

S等を活用したやさしい日本語を含む多言語による防災情報の提供などを行い、迅速な外国人市民への情報提供に努めます。

また、本市と千葉市国際交流協会は「千葉市災害時外国人支援センターの設置・運営に関する協定」を締結しており、千葉市災害対策本部を設置する災害時には「千葉市災害時外国人支援センター」が千葉市国際交流協会事務所に設置されます。今後、外国人支援センターの運営マニュアルを策定し、外国人市民に必要な情報の翻訳及び発信、外国人市民からの相談、問い合わせ等への対応並びに災害時語学ボランティアをはじめとするボランティアの活用及び調整を一層円滑に行うことができるよう取り組みます。

<外国人市民の方の声から>

- 日本人と外国人の合同訓練でコミュニケーションがとれていない。
- 実際に災害があった時の対応の仕方がわからない。

平成27年度 大学生による「多文化共生のまちづくり」ワークショップ

平成28年度「千葉市多文化共生のまちづくり推進指針をつくろう！」ワークショップでのご意見より

推進の方向性 2 :

違いを認め、互いに分かり合い、支え合い、多様性をまちの力にする意識の醸成

多文化共生社会の推進にあたっては、全ての市民が、互いに分かり合い、支え合うことで、多様性がまちの力となり、住みやすい、活力のあるまちづくりへとつながることを理解し、意識することが重要です。

多文化共生のまちづくりをより一層進めるための、意識の醸成を推進します。

＜外国人市民・日本人市民の方の声から＞

「わたしたちが住みたい、多文化共生のまち千葉市は〇〇なまち！」は……

【Aグループ】（偏見やステレオタイプを払拭する）コミュニケーションが活発で元気なまち！

【Bグループ】（文化を吸収するだけでなく発信する）積極的なまち！

【Cグループ】（お互いの当たり前を分かり合って友達になる）One for All, All for One なまち！

【Dグループ】（ひとりひとりのコミュニケーションを大事にする）交流できるようなまち！

平成 27 年度 大学生による「多文化共生のまちづくり」ワークショップでのご意見より

【主な施策の例】

○異文化理解・相互理解の促進

異文化理解にあたっては、海外の文化をよく知り、また、自分たちの文化を知ってもらうことが重要です。

本市は現在、世界の 7 都市（パラグアイ共和国・アスンシオン市、カナダ・ノースバンクーバー市、アメリカ合衆国・ヒューストン市、フィリピン共和国・ケソン市、中華人民共和国・天津市、スイス連邦・モントルー市、中華人民共和国・蘇州市呉江区）と姉妹友好都市を提携していますが、市民間の交流を推進することにより、異文化理解を促進します。

また、本市の国際交流や多文化共生社会推進の拠点である「千葉市国際交流プラザ」から離れたエリアに居住する市民にも参加しやすくするため、公共施設等を活用した外国人市民と日本人市民の交流事業などを展開することにより、国際交流を身近なものとし、より多くの市民の理解促進を図ります。

○未来を創る青少年の国際感覚の涵養

青少年が異文化理解を深め、国際感覚を涵養することは、将来的に、多様性を活かしたまちづくりを進めるために大変重要です。引き続き、姉妹都市 3 市（ノースバンクーバー市、ヒューストン市、モントルー市）と、青少年交流を進めます。

また、本市や千葉市国際交流協会の外国出身職員、本市で学ぶ留学生などによる外国人ボランティアが小・中・高等学校等を訪問し、海外の生活習慣や食文化の紹介などを通じ、異文化理解を深める取組みを推進します。

さらに、教育委員会においては各教科等と関連させた国際理解教育を実施するとともに、進路指導の一環として、JICA（独立行政法人国際協力機構）による海外派遣や海外の日本人学校勤務の経験がある教員から児童・生徒に対して海外での体験を伝える取組みを続けていきます。

<日本人市民の方の声から>

そのときに私が思ったことはたと言語が違う人同士で、言葉が通じなくても、“thank you”ということは誰にでもできます。“thank you”は魔法の言葉だとカナダに行って、改めて、そして何度もそう思いました。“sorry”という事ももちろん大切ですが、言われて気持ちのいい言葉はやはり“thank you”だと思うので、滞在中魔法の言葉、“thank you”をたくさん使いました。私はこの滞在を通して本当にたくさんの事を経験させていただきました。この経験を生かし、これからのグローバル化の進む社会に大きく貢献していきたいです。

平成28年度青少年交流事業（ノースバンクーバー市派遣）報告書より

<外国人市民の方の声から>

- ・日本人との交流の場が欲しい。
- ・子供のうちから、外国人に触れる機会を増やすため、外国人市民による異文化理解講座を小中学校で開催すると良い。

平成28年度 外国人市民懇談会でのご意見より

○日本語交流の推進

千葉市国際交流協会では、協会設立以来平成27年度末（2015年度末）までに、日本語学習支援ボランティアと外国人約12,000組のマンツーマンでの日本語学習を実施してきました。

平成28年度（2016年度）からは、マンツーマン形式を継続しつつ、支援という上下の形から、日本語交流という横並びの関係に改め、生活に役立つ日本語の学習を仲立ちとして相互理解を深める活動を進めています。あわせて、日本語のレベルにとらわれずに、生活に密着したテーマについて自ら調査をし、意見交換を行う形式の講座を行うなど、外国人市民が地域社会の構成員として社会参加できるよう日本語を習得する支援活動を進めていきます。

○多文化共生拠点としての千葉市国際交流プラザの機能の充実

本市の国際交流や多文化共生社会推進の拠点である千葉市国際交流プラザは、千葉市国際交流協会による外国人市民のための生活相談や、日本語学習支援、国際交流ボランティアの登録・コ

ーディネート及び研修、国際交流イベント開催の場として、また、市内国際交流・国際協力団体の活動拠点として幅広く活用されています。

今後は、多文化共生拠点としての機能をさらに充実させるために、千葉市国際交流プラザのみで行っている外国人生活相談を、相談者の利便性の向上も含め、各区役所などで行うことにより、千葉市国際交流協会の実施事業を周知するとともに相談ニーズの掘り起こしを目指します。また、外国人市民の自助組織である外国人コミュニティ(後述「推進の方向性3 ともに生活を楽しみ、人生をより豊かにする活躍の機会の創出・拡充」参照)への支援メニューを検討し、千葉市国際交流プラザを拠点として外国人市民が地域社会へ参加・活躍できるよう努めます。

千葉市国際交流プラザの利用者数	25,871人
外国人相談件数	1,242件(1,029人)

平成28年度千葉市国際交流協会事業報告書より

○人権意識の啓発

平成28年(2016年)に法務省が行った「外国人住民調査」によると、外国人に対する差別や偏見をなくすために、国や地方公共団体には、どのような取組みが必要かという質問に対し、「外国人の文化や生活習慣の違いを認めてお互いを尊重することを積極的に啓発する」と答えた方が60%を超えました。

引き続き、多文化紹介や外国人と日本人の交流会、各種相談、情報発信を通じ、多様な文化や習慣に触れる機会を提供し、一層の相互理解を深めていくことが不可欠であり、これらの様々な取組みを進めることで更なる人権意識の啓発に努めます。

推進の方向性 3 :

ともに生活を楽しみ、人生をより豊かにする活躍の機会の創出・拡充

多文化共生社会とは、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義されます。（「多文化共生の推進に関する研究会報告書」平成18年〔2006年〕3月総務省より）

外国人市民も日本人市民も、地域の構成員としてともに生きていくためには互いに交流を深め、多様性を地域の力としながら生活をより充実させていくことが必要です。

そこで、ともに生活を楽しみ、人生をより豊かにするための活躍の機会を、創出・拡充します。

【主な施策の例】

○国際交流ボランティア活動の推進

平成29年（2017年）3月末現在、千葉市国際交流協会には、1,100人を超える国際交流ボランティアが登録しています。国際交流ボランティアは、外国人との日本語交流を通じた日本語学習支援や、姉妹友好都市交流・国際的なスポーツイベントなどにおける通訳、市内学校や千葉市国際交流協会での自国の文化紹介、外国人を家庭に受け入れるホームステイ・ホームビジットなど幅広い分野で活躍しています。

千葉市国際交流協会の主な国際交流ボランティア幹旋（コーディネート）件数

日本語学習支援	360件
通訳	72件
翻訳	87件

平成28年度千葉市国際交流協会事業報告書より

より多くの市民に、国際交流ボランティアとして日本語学習支援や文化紹介などの活動を通して多文化理解や地域の国際化に寄与する楽しさ、やりがいを知っていただけるよう、この制度の周知を進めるとともに、より積極的・自立的に活動することができるよう、国際交流ボランティアの中心となるリーダーの発掘・育成を推進します。

また、平成29年（2017年）3月末現在、全登録者数の16.8%にあたる外国人市民が国際交流ボランティアとして登録されていますが、外国人市民が多く利用するレストランや店舗などに本制度の周知への協力を求め、より多くの外国人市民がボランティア活動を通じて地域社会に参加できるよう努めます。

○外国人市民と日本人市民がともに働く場の創出

本市は、首都圏にある2つの国際空港、成田空港と羽田空港のほぼ中間に位置します。また、国内有数の国際貿易港である千葉港を擁し、幹線道路及び鉄道の交通網も整備されており、日本への進出を検討している外資系企業には、魅力的な立地となっています。

このことから、本市では企業立地補助制度等を活用することにより、外資系企業の誘致を進め、外国人市民と日本人市民がともに働くことのできる場を増やします。

さらに、本市は国家戦略特区に指定されていることから、特区の規制改革メニューを活用し、外国人の創業を支援するなど、外国人市民と日本人市民がともに働く場の創出を目指します。

○外国人市民と日本人市民がともに楽しむ場の創出

外国人市民が、近隣市民と、四季折々の行事を楽しみ、緊急時には互いに助け合える関係を築けるよう、町内自治会等地域団体への参加を支援します。

また、本市には、現在100以上の国と地域から約2万3千人の外国人市民が居住しており、出身国や地域ごとのコミュニティ（グループ）が存在すると考えられます。このようなコミュニティを発掘し、そのキーパーソン（中心人物）と連携することで、外国人市民の意見や要望を把握するよう努めます。

さらに、キーパーソンを通じて、外国人コミュニティと市民団体、町内自治会等の地域社会が繋がることにより、外国人市民と日本人市民がともに生活を楽しむ仕組みづくりを目指します。

＜外国人市民の方の声から＞

- ・自治会の入会方法がわからない。
- ・アパートやマンションなど、住んでいる地域での活動が多いと良い。
- ・地域のイベントや防犯パトロールなどを通じて、外国人と日本人がともに楽しめるようにすると良い。

平成27年度 大学生による「多文化共生のまちづくり」ワークショップ

平成28年度「千葉市多文化共生のまちづくり推進指針をつくろう！」ワークショップ

平成28年度 外国人市民懇談会

でのご意見より

○外国人留学生の活躍に向けた関係機関との連携

母国と日本の事情に通じ、複数言語を使う外国人留学生は、本市の国際化及び多文化共生社会を推進するうえで、強力なサポーターとなります。このことから、外国人留学生が卒業後も引き続き、安心して市内で暮らせるよう、外国人留学生を受け入れている大学や企業関係者、千葉市国際交流協会等と連携して、市内企業への就職機会の確保に努めます。

○日本語を母語としない青少年の就学支援

外国人・帰国児童生徒が学校生活に適応できるよう、外国人児童生徒指導協力員を引き続き派遣するほか、授業に無理なく参加できる日本語を習得するための日本語指導通級教室の増設を検討します。

また、教員を対象として、国際理解教育や日本語指導について理解を深める研修を行い、日本語を母語としない青少年が、将来希望する進路に進み社会で活躍できるよう支援します。

本市の児童・生徒数（平成28年（2016）5月1日現在）	73,588人
うち外国人児童・生徒数	792人（1.08%）
うち日本語指導が必要な児童・生徒数	437人（0.59%）

平成28年度教育委員会指導課調べ

「外国人児童生徒指導協力員」とは

小・中学校を訪問して学校生活に適応できるよう支援を行っています。母語と日本語を通して学習支援及び学校生活支援を実施します。

「日本語指導通級教室」とは

中学生を対象として、高校進学、キャリア学習の視点から進路選択を見据えて、授業に無理なく参加できる日本語を習得できるような学習支援を行っています。

(3) 推進主体：みんなが主役のまちづくり

時代に沿った多文化共生社会を構築していくには、千葉市や千葉市国際交流協会をはじめ、全ての市民や関係組織・団体などが、これまで培ってきた知識やネットワーク、蓄積してきた経験や情報、そして育成してきた人材を活かしながら、それぞれの役割を理解したうえで連携を図り、グローバル化の進展により常に変化しつつある社会経済情勢を的確に捉えて取組みを進めていくことが重要です。

○千葉市

国や千葉県と連携しながら、市民に一番身近な基礎自治体としての利点を活かして、千葉市国際交流協会とともに、外国人市民及び日本人市民のニーズや顕在化しつつある地域の課題などの把握に努め、必要な支援を行うなど、多文化共生社会の推進をリードする役割を果たしていきます。

○公益財団法人千葉市国際交流協会

本市の多文化共生社会推進の中核的な組織として、千葉市と連携し、多文化理解推進のためのイベントや文化紹介、語学講座、学校・ボランティア・自治会等の地域と連携した事業を実施しています。加えて、日本語学習支援や外国人生活相談・法律相談、災害時の外国人市民支援、国際交流ボランティアの育成・斡旋、各種情報の収集、多言語での情報発信など、市民や地域に密着した各種事業を展開するとともに、複雑化する外国人市民・日本人市民双方のニーズに対応するため、多文化共生社会推進の最前線として、職員の一層のスキルアップも図っていきます。

○市民団体・国際交流ボランティア

多文化共生を推進する市民団体・国際交流ボランティアは、地域社会の構成員として生活する外国人市民のニーズを把握し、団体または個人として蓄積した知見や語学力のほか、海外事情にも精通した専門性を活かした活動を行うことが期待されます。

○外国人市民・日本人市民

「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」との多文化共生社会の本旨を理解し、文化的・社会的背景が異なれば、お互いの常識が異なることは当たり前との認識に立ち、相手を理解し、また自分を理解してもらおう努力の継続が望まれます。

○企業

グローバル化が進展する社会において、企業等が高度に専門的な知識・技術を有する外国人材を受け入れ、国際競争力をつけることは、将来的に重要となってきます。

また、外国人留学生のみならず、一般の外国人労働者についても、日本人と同じく組織を支える人材として、採用・育成を進めるとともに、文化・生活習慣等の違いに配慮した労働環境の整備や組織内の多文化理解の推進が望まれます。

日本で働く外国人労働者数（平成28年10月末現在） 1,083,769人
 千葉県で働く外国人労働者数（平成28年10月末現在） 39,842人

「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（平成28年10月末現在）」より

○大学等

市内には、9つの大学と3つの短期大学があります。それぞれが、学内での多文化理解・国際感覚の涵養を進めるとともに、広く優秀な外国人留学生を受け入れ、学業や地域社会への参加を支援することが望まれます。

また、関係機関・団体と連携し、留学生が卒業後もその能力を活かして本市で活躍できるように、就職や起業を支援することが期待されます。

○小・中・高等学校等

グローバル化の進展による社会の変化を、子どもが多様な文化・言語を自然に体験する機会と捉え、増加が見込まれる外国人・帰国児童生徒への教育環境の整備を進めることが望まれます。

また、児童生徒が、言語や文化が異なる人々と互いに尊重し合い、主体的に協働できるよう、コミュニケーション能力を育成することが求められます。

さらに、異文化理解を深め、多様性を受容する力を育てるとともに、豊かな国際感覚を身に付けるため、国際交流・国際理解教育の充実を図ることが期待されます。

（4）指針の体系図

